【財政的援助団体等監査】

令和6年3月26日付け監査結果に基づき 講じた措置の内容について (鹿児島県教育委員会)

令和6年7月

鹿児島県監査委員

令和6年3月26日付け監査第1154号の監査結果に基づき,令和6年6月14日付け鹿教総第103号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので,地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により,次のとおり公表する。

令和6年7月12日

鹿児島県監査委員 松薗英昭同 大薗 豊同 おさだ康秀同 松田浩孝

文書注意事項

団 体 名	事項の内容	講じた措置の内容		
鹿児島県テニス	競技力向上対策事業に係る	1 県の指導,監督の強化		
協会	補助金について,一部に適切	県から当該団体に支出している補		
	でない事務手続きや書類の整	助金に対して,帳簿等を確認し,速		
	備等が十分でないものがあ	やかな支払いや複数職員でのチェッ		
	る。	ク体制が行われているかなど,事業		
	(1) 選手等への旅費の支払	執行期間中に直接指導することとし		
	いが著しく遅延している	た。		
	ものや、支払いに際して	2 当該団体の講じた改善措置		
	職員の口座を使用してい	(1) 旅費の支払いについて,再発防		
	るものがある。	止のため、複数職員で毎月執行管		
	(2) 補助金の受入,支出に	理を行い、漏れや遅延がないか点		
	係る帳簿や関係書類の整	検することとした。		
	備等が不十分なものがあ	会計処理に係る通帳の使用につ		
	る。	いては,公金の取扱いに際し,当		
	(競技力向上対策事業費等	該団体の代表者名義の口座のみを		
	補助金)	使用するよう改めた。		
		(2) 会計処理に係る帳簿,通帳や領		
		収書等の関係書類については, 適		
		正に整備されているか,複数職員		
		で毎月点検することとした。		
		併せて、当該団体の会則に係る		
		会計細則を整備し、(1)(2)の内容を		
		明記した。		